

子宮頸がん予防ワクチン

ヒトパピローマウイルス（HPV） ワクチン予防接種の積極的な勧奨 を再開しました

平成25年6月からHPVワクチンの積極的勧奨が差し控えられていましたが、令和3年11月の国の通知により個別通知を再開することになりました。

対象 小学校・義務教育学校6年生～高校1年生相当年齢の女子

※接種完了まで約6か月間かかります。高校1年生相当になる年度の3月31日を過ぎて接種した場合は自費の任意接種になります。

接種回数 3回

料金 無料

◎接種機会を逃した人の接種

積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった人も接種できます。(キャッチアップ接種)

対象 平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれて過去にHPVワクチンを合計3回受けていない女性

※平成18・19年度生まれの人は、通常の定期接種の年齢を超えても期間内は対象となります。

接種期間 令和7年3月31日まで

料金 無料

実施医療機関一覧

	医療機関名	所在地	電話番号
府中市	奥野内科医院	府川町	☎46-3500
	唐川医院	中須町	☎45-4030
	川崎内科医院	高木町	☎44-6001
	河村内科	府中町	☎47-6300
	佐々木内科	中須町	☎52-6555
	谷医院	府川町	☎45-1188
	府中北市民病院 府中市民病院	上下町 鵜飼町	☎62-2211 ☎45-3300
福山市・尾道市	井上小児科内科医院	駅家町	☎084-976-4820
	おひさまこどもクリニック	御幸町	☎084-955-3220
	こどもクリニックはぐくみ	駅家町	☎084-970-1180
	瀬尾医院	新市町	☎51-2169
	さくらの丘クリニック	駅家町	☎084-972-2400
	長外科胃腸科医院	駅家町	☎084-972-6321
	松井内科	駅家町	☎084-976-0500
公立みつぎ総合病院	御調町	☎0848-76-1111	

※医療機関により、受け付け時間、予約の要否、およびワクチンの種類が異なります。市のホームページで確認してください。

問い合わせ先 健康推進課

(リ・フレ内・☎47-1310)



市のホームページ

介護保険

40歳以上の人介護保険料を負担し、介護が必要な人を社会全体で支え合う仕組みです。

申請が必要 介護保険施設などでの居住費と食費が軽減されます

特定入所者介護サービス費（自己負担限度額）制度 所得の低い人が、介護保険対象施設の利用が困難にならないよう、利用者の自己負担となっている居住費と食費を、所得に応じた限度額までとする制度です。この制度の利用には、負担限度額認定証が必要です。

負担限度額認定証

対象になる場合、申請が必要です。認定証が交付されたら、利用する施設の窓口に提示してください。

対象 次の全てに該当する人

▷市民税非課税世帯の人

▷預貯金などの額が、所得に応じた基準額より少ない人

減額となるサービス

▷介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院入所（院）者の居住費と食費

▷短期入所生活介護（ショートステイ）・短期入所療養介護利用者の居住費と食費

有効期間 申請した月の初日～令和5年7月31日

申請に必要なもの 申請日から2か月以内に記帳した通帳の写し、有価証券の価格表を確認できる書類、投資信託口座残高の写しなどの本人および配偶者の預金金額の分かるもの、申請書、印鑑

申請期間 随時

申請・問い合わせ先 介護保険課(☎40-0222) または上下支所市民生活係(☎62-2114)

保険料額決定通知書は 7月中旬に送付します

令和4年度の後期高齢者医療保険料は、令和3年中の所得を基に計算しています。保険料の支払い方法は、原則、公的年金からの天引きになります。ただし、新たに後期高齢者医療制度に加入した人などは、一定の期間、保険料を納付書などで納付する場合があります。

問い合わせ先 広島県後期高齢者医療広域連合業務課(☎082-502-3060)、市役所税務課(☎43-7121)

後期高齢者医療制度

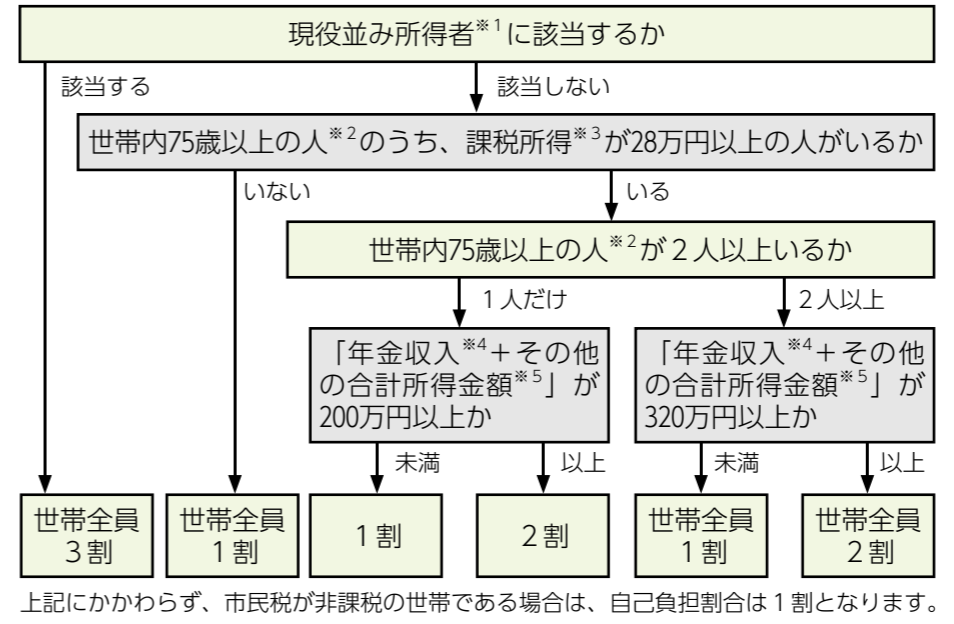
令和4年度は保険証が2回送付されます。
有効期限に注意してください。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳以上で一定の障害があると認められた人を対象とした医療制度です。

保険証が8月から
だいたい色になります
7月下旬に、8月1日から9月30日まで使える保険証を送付します。8月以降は新しい保険証を提示してください。8月になっても新しい保険証が届かない場合は、問い合わせてください。10月1日から来年7月31日まで使える保険証は9月下旬に送付します。有効期限内に注意してください。

負担割合は
毎年判定します
医療機関での負担割合は、前年の所得状況により毎年判定しています。新しい保険証から負担割合などが変更になる場合があります。
10月から負担割合が2割に変更となる人がいます
8月と9月は自己負担の割合が1割であっても、世帯の前年の所得状況によっては、10月から2割負担になることがあります。
限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証
すでに認定証を持っていて、引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証に同封して送付します。新たに認定証などの対象になる人は申請が必要です。
申請・問い合わせ先
▽保険証に関すること：市民課(☎43-7137) または上下支所市民生活係(☎62-2114)
▽所得に関すること：税務課(☎43-7121)

10月1日以降の自己負担割合判定の流れ



※1 市民税の課税所得145万円以上で、自己負担割合が3割の人。
※2 後期高齢者医療の被保険者。65～74歳以上で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人も含む。
※3 所得から地方税法上の各種控除を差し引いた額。
※4 遺族年金や障害年金は含まれない。
※5 事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額。

令和4年度 保険料の軽減後の均等割額

世帯内の被保険者と世帯主の令和3年中所得の合計額	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合	7割軽減 13,752円/年
43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割軽減 22,920円/年
43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割軽減 36,672円/年

計算方法の注意事項
▷65歳以上の公的年金等控除の適用がある人は、公的年金等に関する所得から15万円を限度として控除します。ただし、65歳の障害者認定の人は問い合わせてください。
▷専従者控除、居住用財産や収用により譲渡した場合などの課税の特例の適用はありません。
※所得の申告がない場合は、軽減されないことがあります。また、令和3年度からは特例の軽減がなくなり、最高7割の軽減になります。

令和4年度年間保険料額 (限度額66万円)

均等割額 45,840円 + 所得割額

所得割額 = (総所得金額等 - 43万円) × 所得割率 8.67%

※総所得金額等は、「年金収入 - 公的年金控除」などで、社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。合計所得金額が2,400万円を超える場合、所得に応じて減額されます。